

# 確定申告のお知らせ

税務署からのハガキをお持ちの方は、必ずご持参ください。

問 税務課  
☎(55)7123

開設期間：2月17日(月)～3月16日(月) 市役所閉庁日(土・日曜日、祝日)を除く。

申告会場：**市役所** 南館1階 会議室1-3・1-4 **佐織庁舎** 2階 第1会議室

開設時間：午前8時30分～11時 午後1時～4時 ※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

申告会場：**立田庁舎** 1階 第1会議室 **八開地区コミュニティセンター** 1階 会議室1-1・1-2

開設時間：午前8時30分～11時 ※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

## 申告に必要な書類(申告内容によって異なります。)

- 税務署からのハガキ
- 印鑑、源泉徴収票など
- 「利用者識別番号等通知」をお持ちの方は、ご持参ください。
- 生命保険料および地震保険料の控除証明書、社会保険料「(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額証明書」など
- 医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書(指定様式があります。)

※平成29年分の申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付または提示は必要ありません。  
※青色決算書や白色収支内訳書は、作成しておいてください。

**申告書の提出の際は、マイナンバー(12桁)の記載が必要です。(本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。)**

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

(注)控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)  
(<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)

## ◆津島税務署(津島商工会議所申告会場)で受付の申告

- 過年分(平成30年分以前)の確定申告書(市役所申告会場では、受け付けできません。)
- 住宅取得後、1年目の申告(市役所申告会場では、受け付けできません。)
- 個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方  
(収支内訳書などを作成済みの方のみ、市役所申告会場でも受け付けできます。)
- 土地や家屋を売却された方 ●株式を売却された方 ●贈与を受けられた方 など

## ◆収支内訳書作成相談会◆ **※青色申告の方は、対象外です。**

市の確定申告会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、住民税の申告をする方で、事業所得(営業・農業など)や不動産所得を有する方を対象に、「収支内訳書作成相談会」を開催します。

※収支内訳書作成相談会場では、確定申告書を受け付けしません。

過去2～3年分の収支内訳書の控え(控えがないと減価償却費の計算が行えません)、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください。(帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください。)

▶日時／2月4日(火)・12日(水) いずれも午前9時～11時30分、午後1時～3時(1人30分程度)

▶場所／立田庁舎(1階 第1会議室)、八開地区コミュニティセンター(1階 会議室1-2)

▶定員／各会場 1日10人(定員になり次第締切)

▶申し込み／1月31日(金)までに問い合わせ先へ

**※相談を受けるためには、事前予約が必要です。**

